

臨床研修施設に関する現状と課題

(1)大学病院

(歯学を履修する課程を置く大学に附属する病院)

(2)病院 ((1) 以外)

(3)歯科診療所

1. 研修内容について

- 到達目標の見直し
 - 卒前・卒後の一貫性
 - 研修歯科医の将来の目標設定(キャリア形成)に資する
 - 基礎的な診療技術の習得が可能
 - 地域包括ケアシステムの中で活躍できる歯科医師の養成
 - 臨床研修施設の特徴を反映した到達目標

- 多様なニーズへの対応(基礎研究枠の検討も含む。)

2. 臨床研修施設について

- 歯科大学における研修体制のあり方
- 病院歯科における臨床研修の充実
- 歯科診療所における臨床研修の充実

※(1)大学病院、(2)病院歯科の現状に関する資料については参考資料2(第5回本WG資料1)を参照

3. 指導体制について

- 指導歯科医の要件(更新制の必要性の検討も含む。)
- 指導歯科医講習会のあり方(内容、受講時期等)

これらの論点について、具体的な内容をワーキンググループで検討することとしてはどうか。

1. 歯科診療所における臨床研修の現状

【歯科診療所における臨床研修について】

- 地域医療に貢献されている開業医の先生方のところで研修することはとても大事である。
- 歯科診療所における臨床研修をすすめるためにはどうしたらよいか、もう少ししっかりやっていないといけない。

【事務手続きについて】

- 歯科診療所等が積極的に臨床研修に参加するために事務手続きの簡素化等の対応が必要ではないか。

第7回本WGにおける歯科診療所での臨床研修に関する主なご意見

【歯科診療所における臨床研修について】

- (ヒアリングを実施した3施設について)きめ細やかなプログラムで、充実した研修が行われている。
- (ヒアリングを実施した3施設について)大学病院の研修で苦労している、訪問歯科診療や多職種連携などに関する研修が当たり前のようになっている。

【単独型又は管理型臨床研修施設として実施する際の課題等】

- 管理型又は単独型になるためには、適切なカリキュラム設計を行う必要がある。
- 事務手続き等を含む、運営を自力で行う意識と、マンパワー(指導歯科医、歯科衛生士、事務スタッフ等)、経済力が必要である。
- 研修歯科医の数が多くなると、指導者(指導歯科医以外の歯科医師、歯科衛生士も含め)の負担が大きくなってしまう。
- 国家試験の不合格による内定後の欠員が発生する。

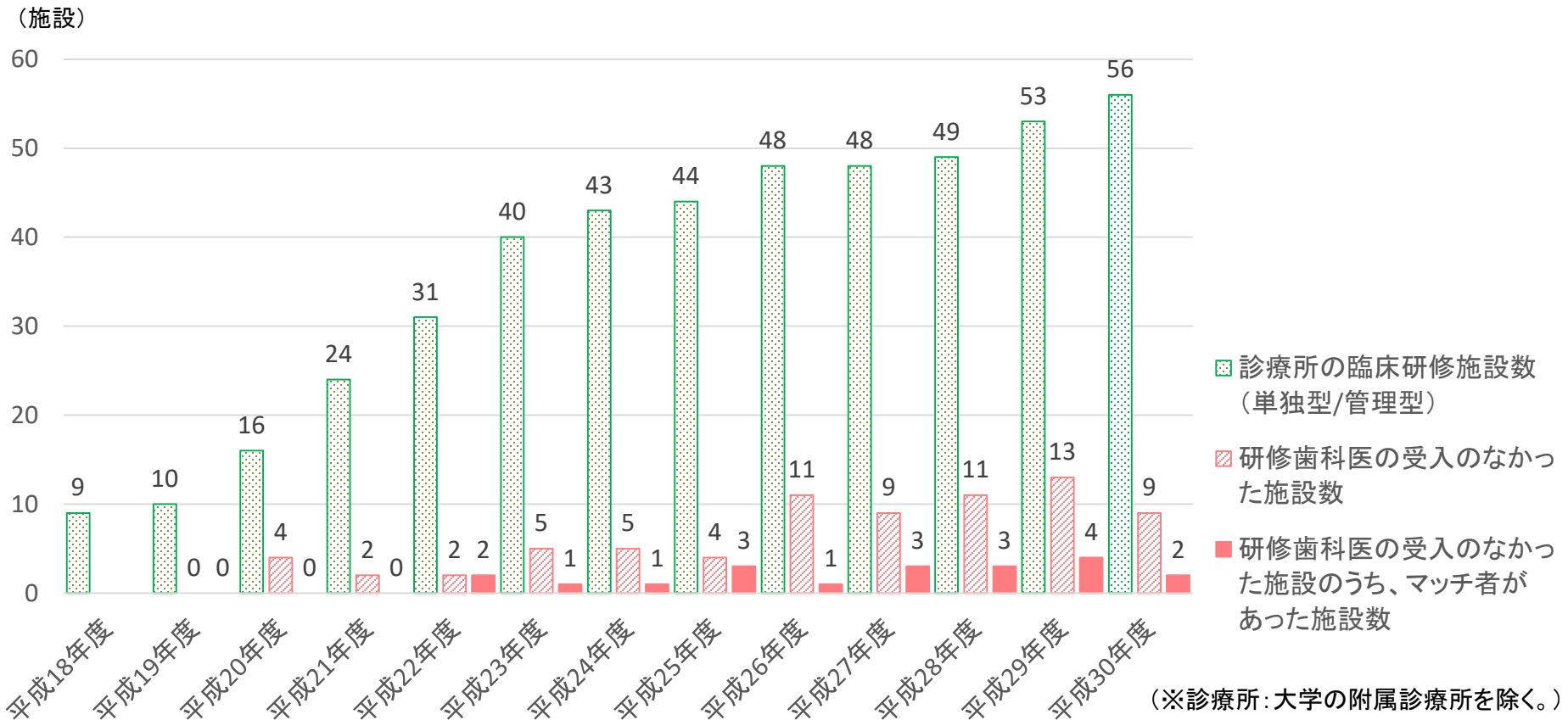
【今後、歯科診療所による歯科医師臨床研修の推進にむけて】

- 研修歯科医が集まりにくいいため、研修施設としての認知度を上げていく必要がある。
- 卒前の学生にも知ってもらう(学生教育との連携)ことを大学が積極的に行った方がよいのではないか。
- 他の臨床研修施設との情報交換や連携が必要ではないか。
- 歯科診療所においても、医療安全や全身管理等に関する研修が十分に経験できることを前面に出すとよいのではないか。
- 協力型として経験を積んだ後、管理型となり大学に協力型になってもらうことで、大学から意見をもらうことができる(大学に監視役になってもらう)のではないかと。

診療所の研修歯科医の受入状況

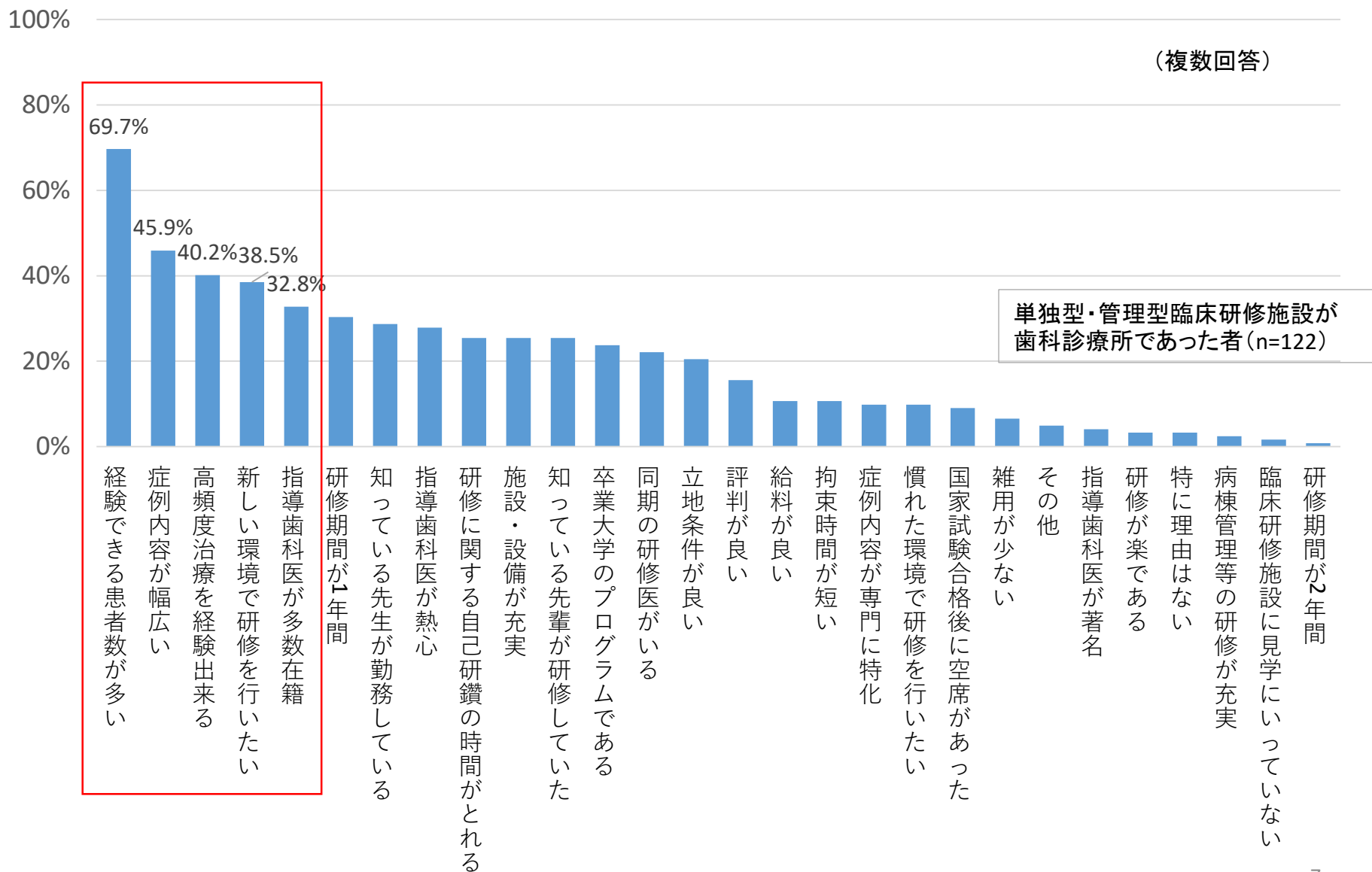
平成30年度歯科医師分科会
歯科医師臨床研修部会（第4回）

- 診療所の臨床研修施設数（単独型/管理型）は、平成18年度の9施設から平成30年度は56施設になり増加しているが、病院歯科数よりは少ない。研修歯科医の受入れがない施設は、平成30年度では9施設（約16%）であった。
- また、受入れがなかった施設のうち、マッチ者がいた施設の割合は平成30年度で2施設と約2割である。



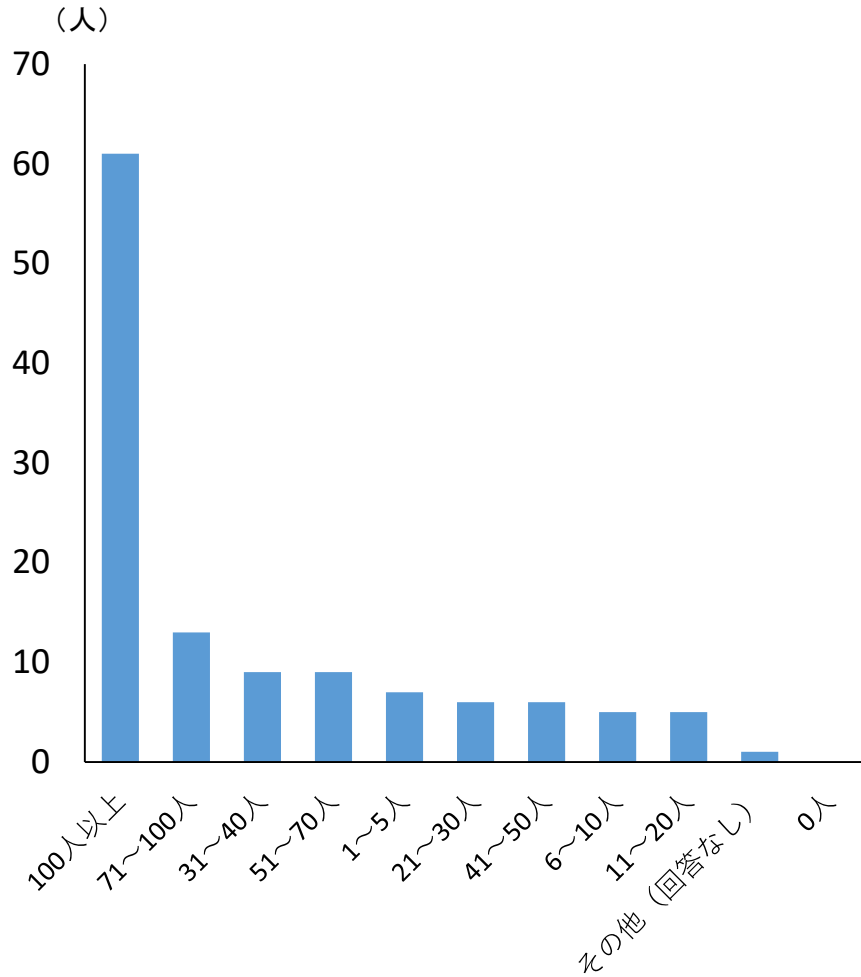
出典：歯科医師臨床研修マッチングプログラムHP広報資料（一部改変）

単独型、管理型臨床研修施設として歯科診療所を選んだ理由

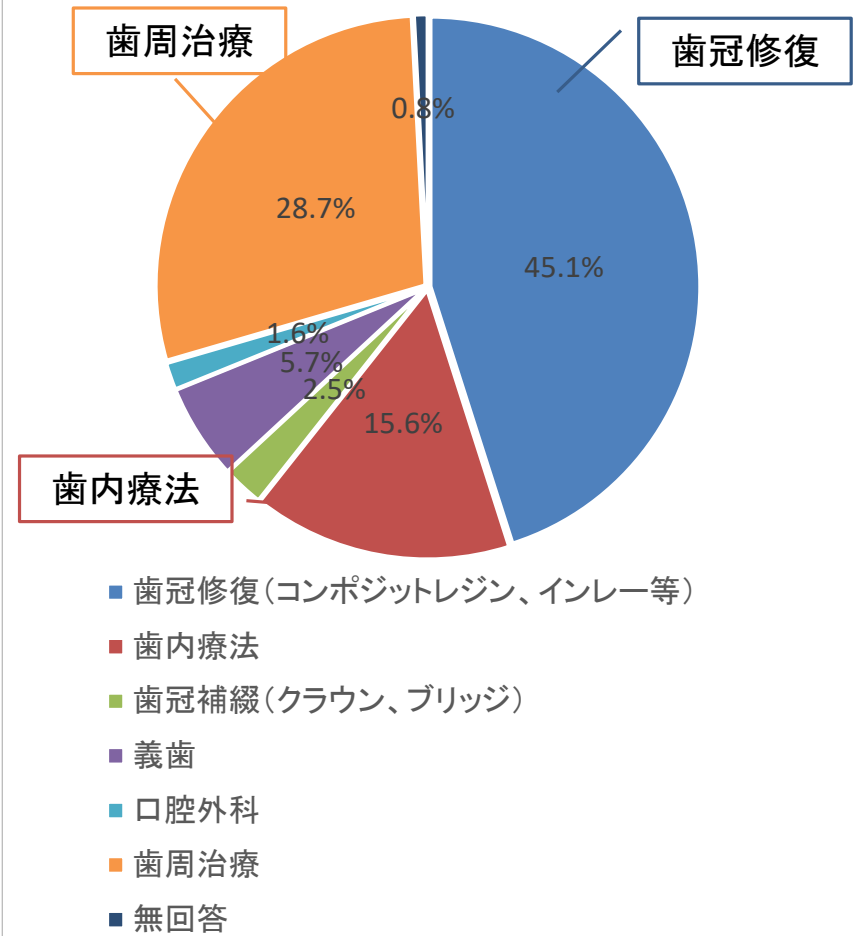


歯科診療所(単独型・管理型)における研修の状況

治療を行った延べ患者数



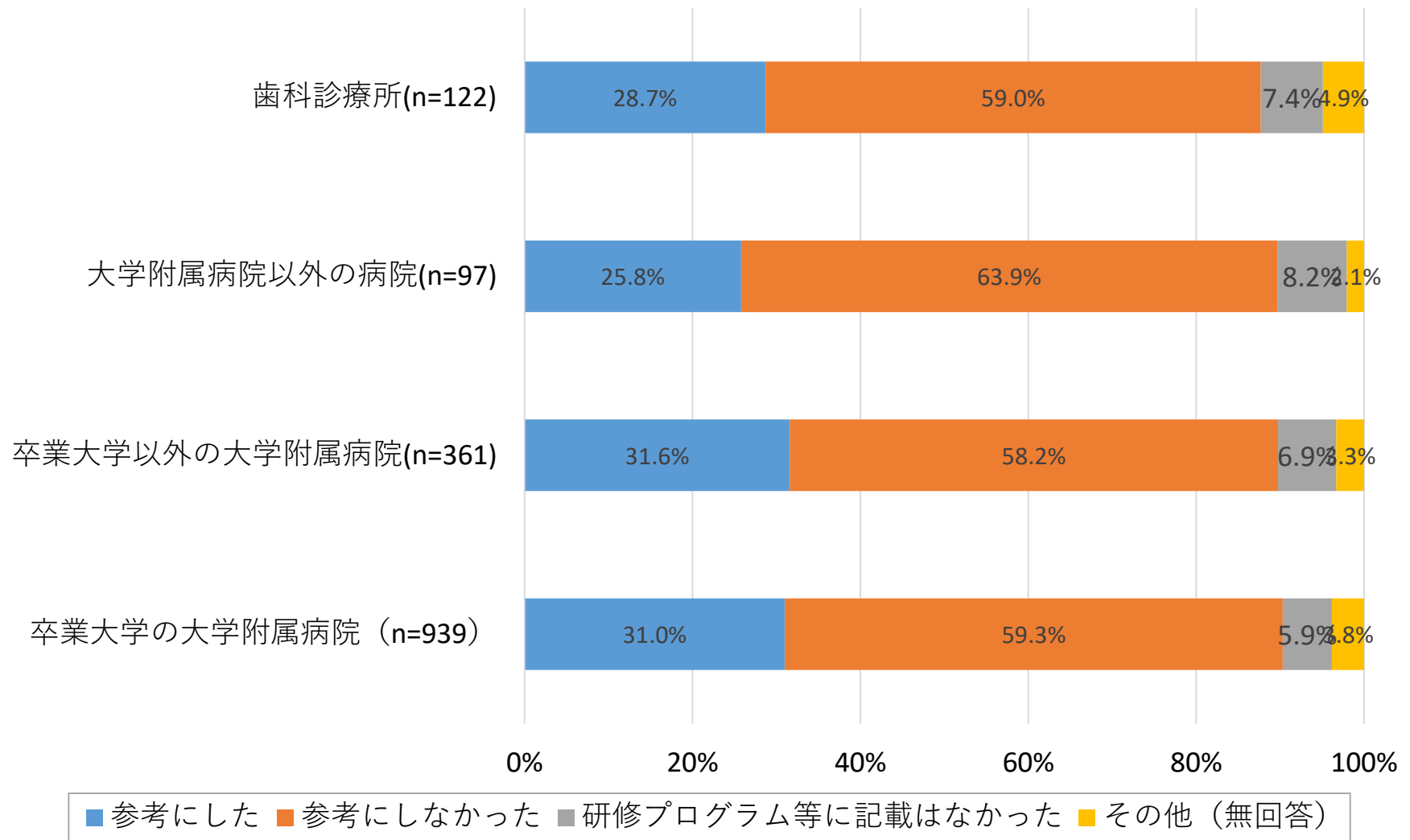
自ら治療を行った症例内容について最も多い症例内容の割合



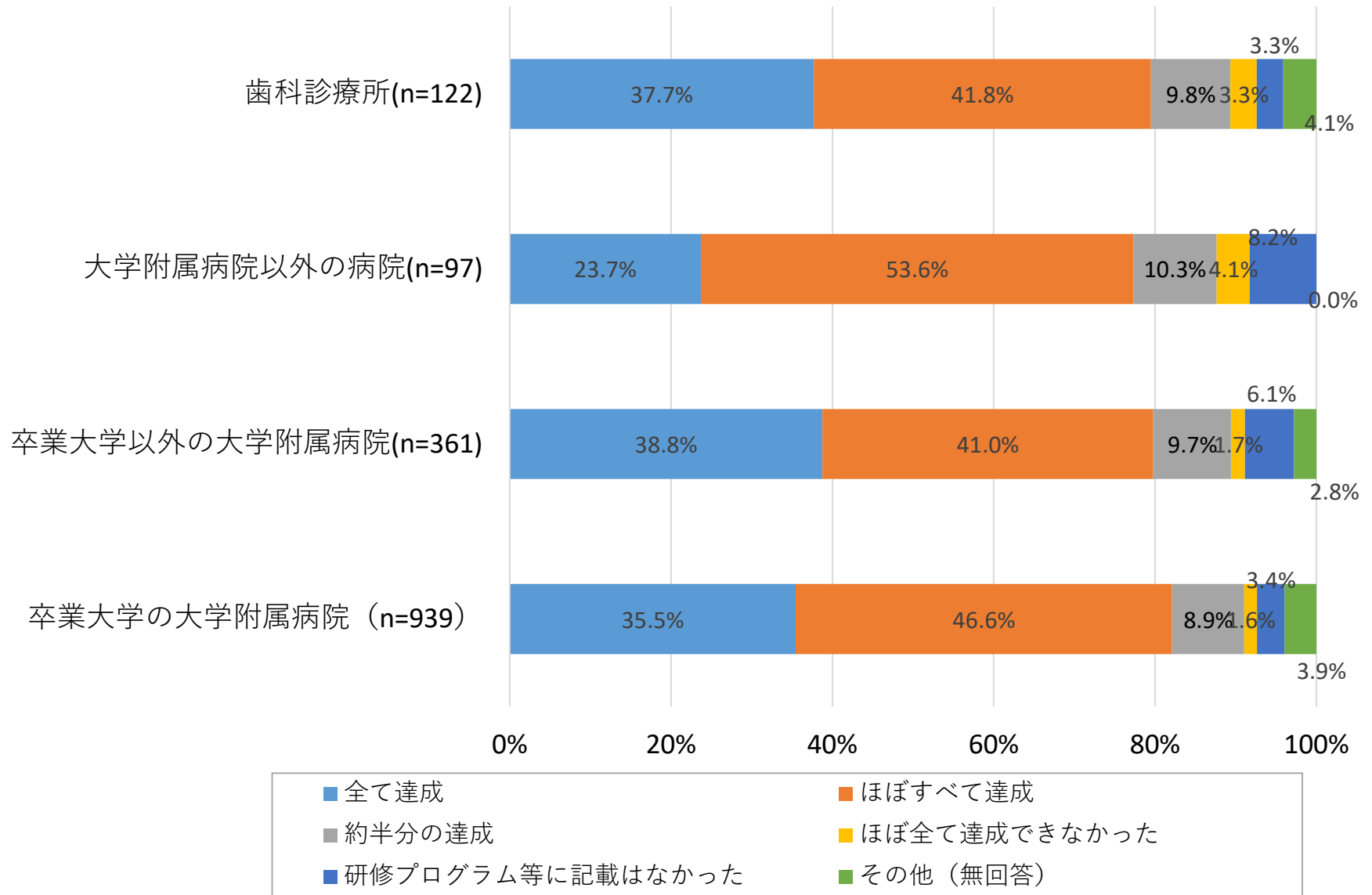
2. 研修の状況(プログラムの選択、満足度等) (臨床研修修了者アンケート調査より)

※研修内容については、参考資料2(第5回WG資料1)を参照

臨床研修施設を選択する際の情報(目標症例数)

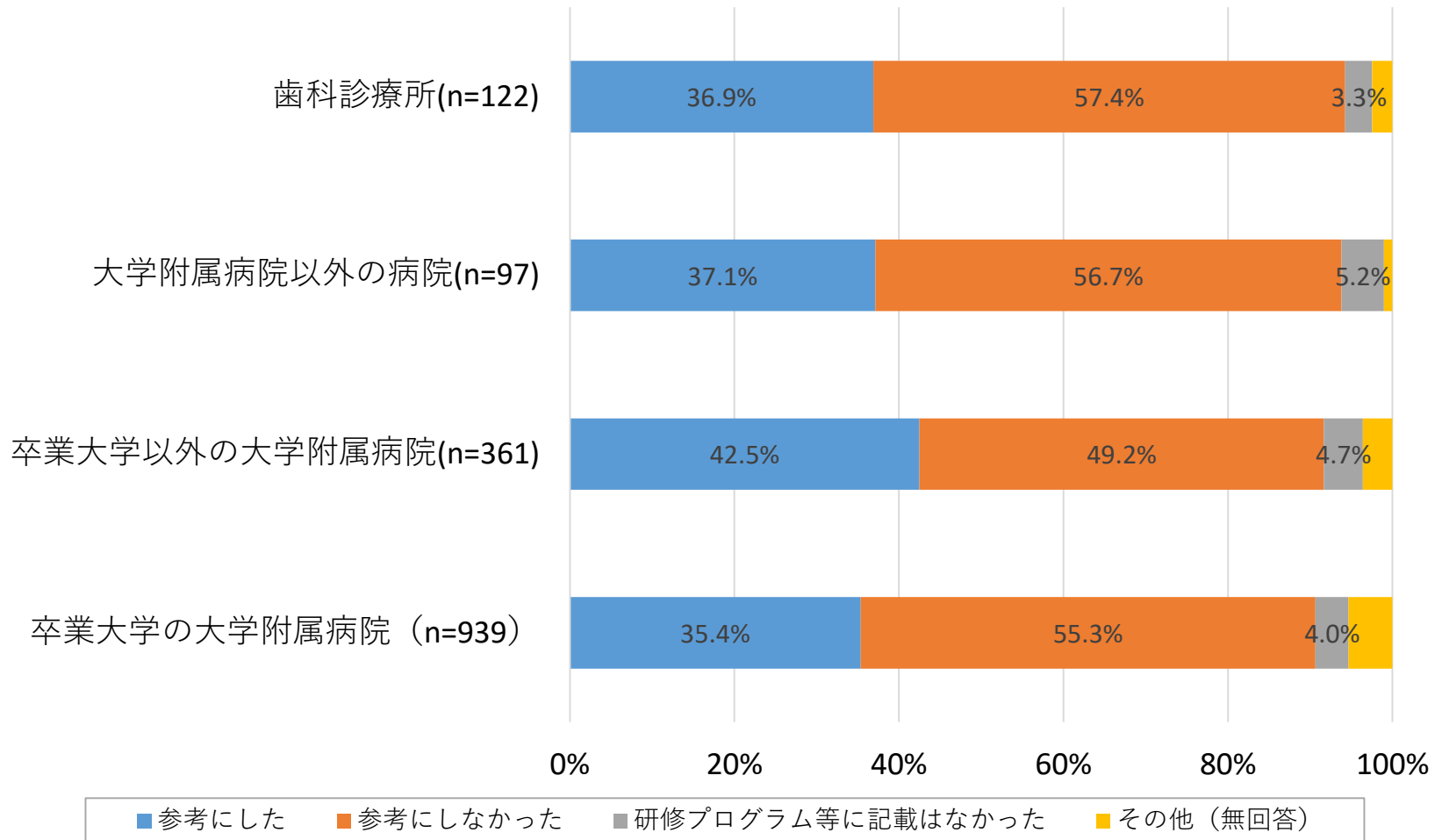


目標症例数の達成度

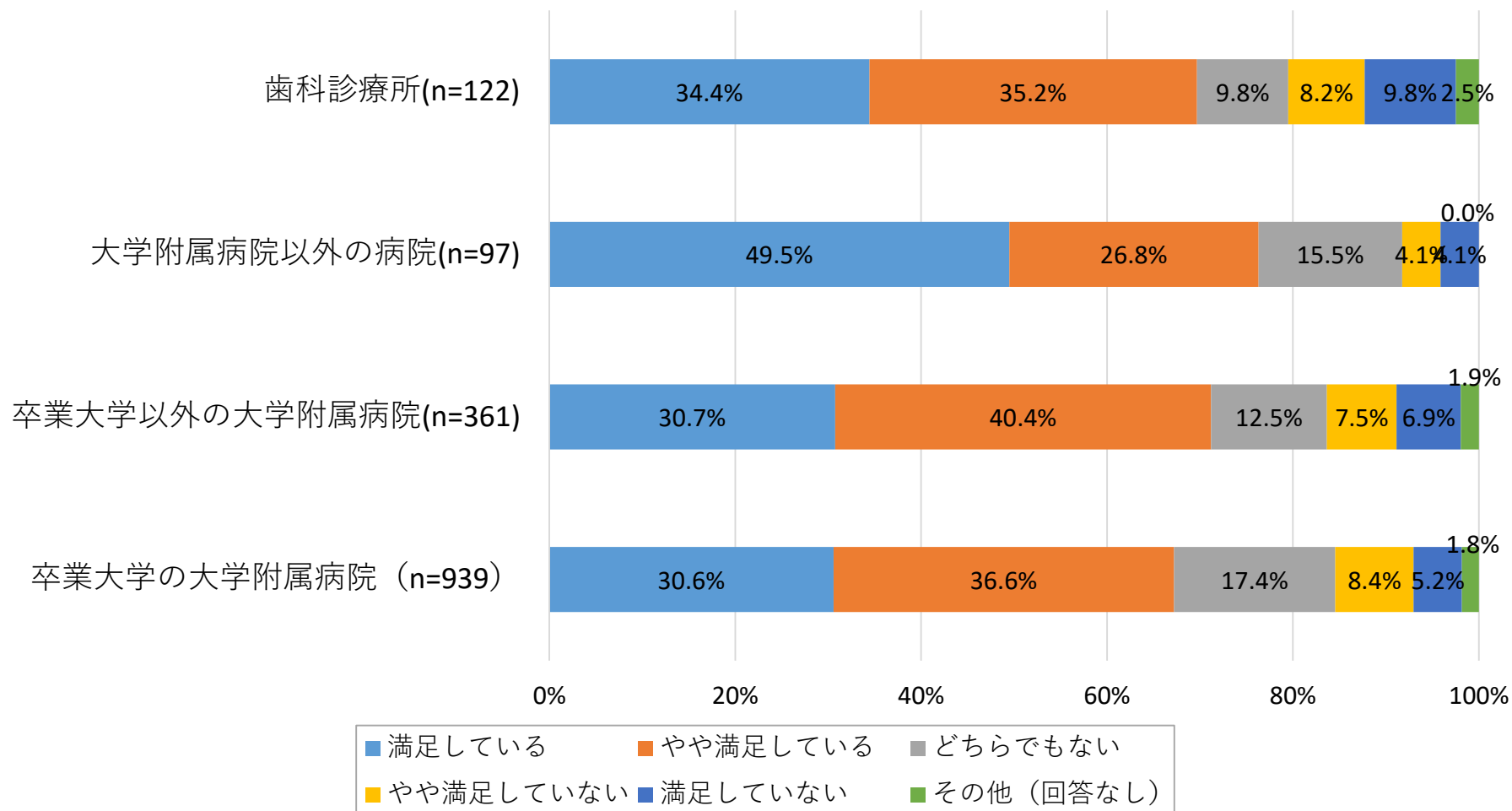


(出典：平成29年度歯科医師臨床研修修了者アンケート調査)

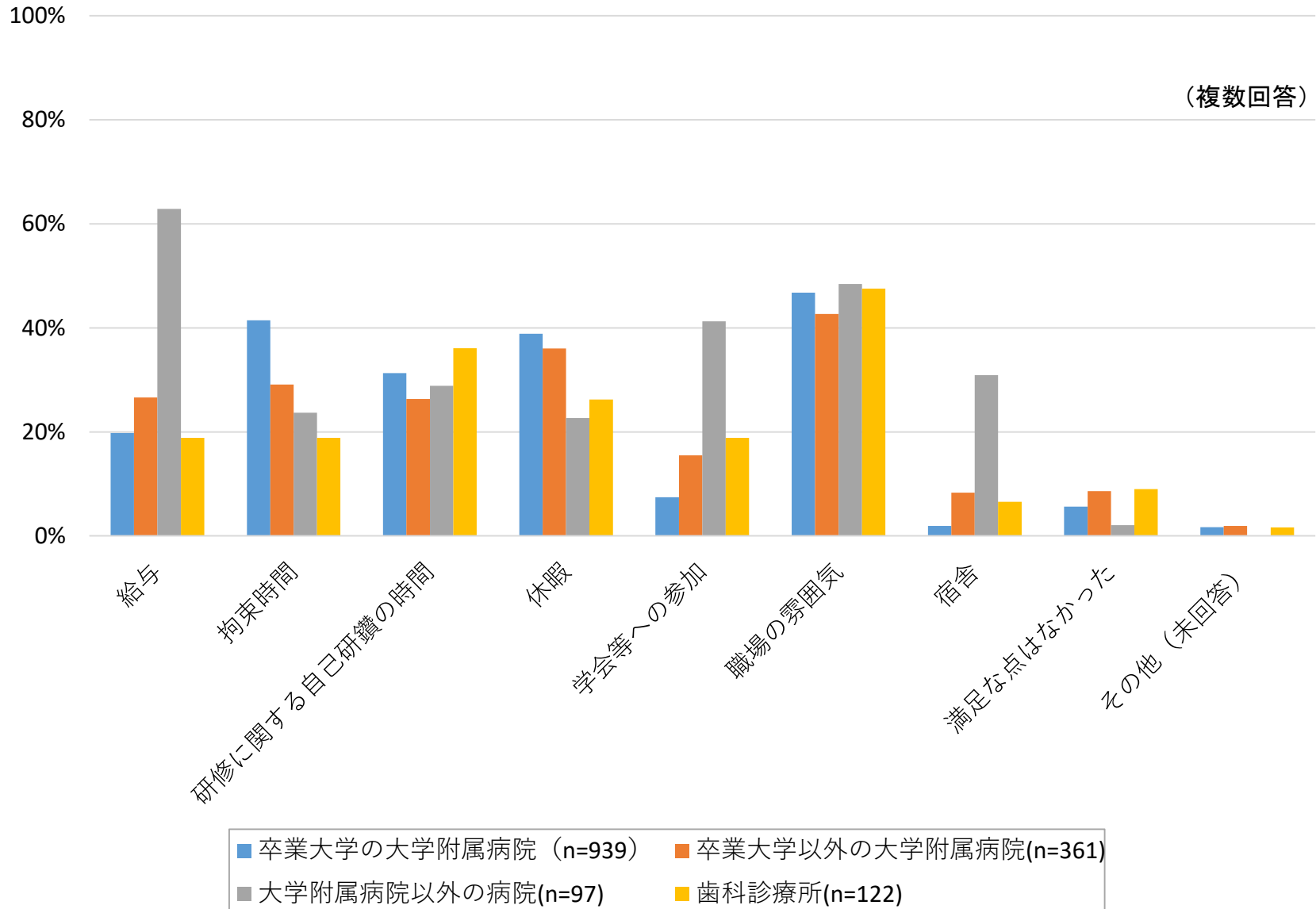
臨床研修施設を選択する際の情報(症例内容)



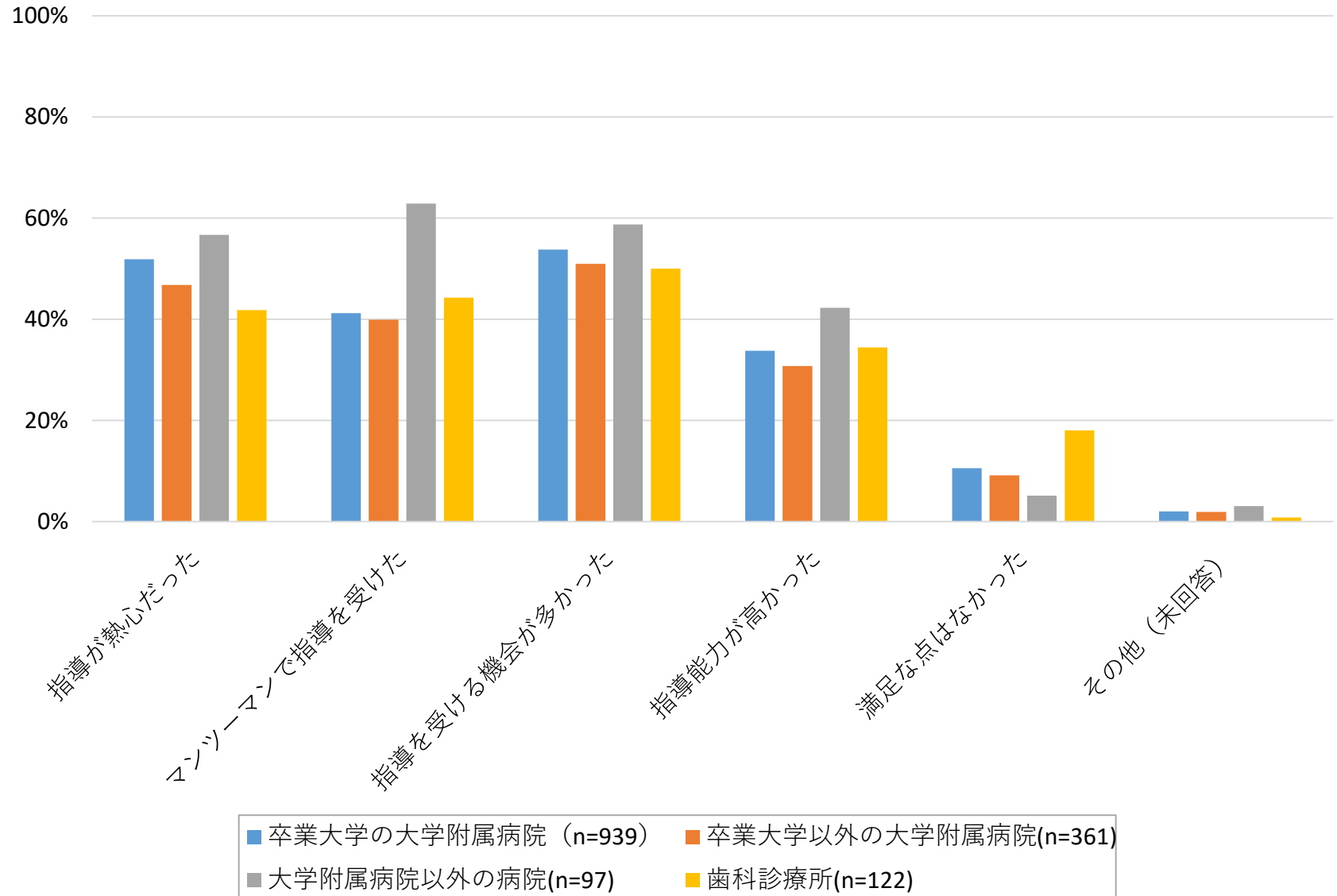
処遇・待遇に関する満足度



処遇・待遇に関して満足な点



指導歯科医に関して満足な点



3. 臨床研修施設等に関する課題と論点

臨床研修施設等に関する現状と課題①

(1) 臨床研修施設の状況、研修歯科医の受け入れ状況について

- 歯科大学の附属病院等で研修を行う者は7割以上であり、その傾向はここ数年変化していない。また、約6割が卒業大学の附属病院等で研修を行っている。
- 病院歯科における、募集定員に対する充足率(募集定員に対する受入人数)は、7割前後で推移している。
- 平成30年度において、単独型・管理型臨床研修施設になっている病院(大学病院以外)は147施設、歯科診療所は60施設であり、必修化当初から比較すると増加傾向にあるが、募集人数(受入人数)はいずれもあまり変化していない。
- 病院歯科や診療所では、1施設あたりの受入人数が少ないため同期の研修歯科医がいない施設も多い。また、採用時にはマッチ者がいても、国家試験の結果によって受入者が減る又はいなくなることがある。
- 研修歯科医の受入がないことにより、臨床研修施設の取り下げを行う病院歯科がでてきている。
- 歯科診療所については施設の知名度が低く、研修歯科医が集まりにくい。
- 平成23年に新設された連携型臨床研修施設は、当初の2施設のみにとどまっている。

臨床研修施設等に関する現状と課題②

(2) 研修プログラム、研修内容について

- 大学病院の研修プログラム数では、単独型のプログラムが約45%、複合型のプログラムが約55%となっており、複合型プログラムでは、協力型臨床研修施設での研修期間が8ヶ月が最も多くなっている(歯科大学病院のプログラム全体の約2割)。
- 一般的な歯科診療を行う患者が少なく、臨床研修に対して協力が得られる患者が減っている大学病院がある。
- 臨床研修施設を選ぶ際に、目標症例数を参考としている者は約6割となっている。また、
- 大学病院では、在宅医療や地域医療に関する研修の実施が難しい場合があり、歯科診療所との連携が課題である。一方で、連携する歯科診療所の指導歯科医の質の担保も重要である。
- 病院歯科では、全身状態の把握や医科との連携を含む多職種連携等に関する研修が充実する一方で、保存、補綴系の診療に関する研修は手薄くなる場合がある。
- 診療所については、「経験できる患者数が多い」と考えて選択する者が最も多い。
- 評価については、DEBUTだけでなく、各施設において作成した評価シートなど、様々な方法で行われている。

(3) その他

- 病院歯科については、最近、常勤歯科医が1名の場合も多く、臨床研修施設の要件を満たすことが困難になっている可能性がある。
- 協力型臨床研修施設の指導歯科医に対する対応に関しては、特に何もしていない施設が多い。
- 研修修了後の進路は、施設によって異なっているが、大学院等で研究に進む者は全体の約15%となっている。

これまでのご意見、議論をふまえた臨床研修施設等に関する論点①

- (1) 今後、高齢社会に対応できる歯科医師を養成する観点から、在宅医療、地域医療、チーム医療等に関する研修の充実に向けて、大学病院、病院歯科及び診療所それぞれでの研修のあり方についてどのように考えるか。
 - 1) 臨床研修施設となる病院歯科や診療所を増加させ、病院歯科や診療所における研修歯科医の受入人数を増やすために、単独型・管理型臨床研修施設の指定基準について見直してはどうか。
 - ① 指導歯科医の人員基準の見直し
常に勤務する歯科医師は1名以上必要としつつ、常勤換算の考え方を導入してはどうか。
 - ② 3年以上研修歯科医の受入れがない場合の取扱いの見直し
病院歯科及び診療所の単独型・管理型臨床研修施設に限り、マッチ者がいたにも関わらず、受入れがなかった場合については、受入れがあったものとみなす取扱いとしてはどうか。
 - 2) 地域の状況に応じた、大学病院、病院歯科及び診療所間の連携のあり方について、平成23年の制度改正時に新設された連携型臨床研修施設の見直しを含め、どのように考えるか。
 - 3) 到達目標の必修、選択必修、選択のあり方について、どのように考えるか。
- (2) 歯科医師臨床研修予定者のマッチ後の異動に関する特例について、どのように考えるか。
- (3) 3年以上研修歯科医の受入れがなく、臨床研修施設の指定を取り消した単独型・管理型臨床研修施設が再度、単独型・管理型臨床研修施設となることを希望する場合の取扱いについて、どのように考えるか。

これまでのご意見、議論をふまえた臨床研修施設等に関する論点②

- (4) 研修プログラムに記載する「臨床研修の目標」について、「「歯科医師臨床研修の到達目標」を達成できる内容で、かつ必要な症例数や研修内容を含むこと。」となっているが、必要な症例数について、どのように考えるか。
- (5) 医師臨床研修で行われている基礎研究枠を含め、臨床研修修了後に大学において臨床・研究等を行うことを希望している(希望する専門分野等が決まっている)研修歯科医に対する臨床研修プログラムのあり方について、どのように考えるか。
- (6) 管理型臨床研修施設(特に大学病院が管理型臨床研修施設になる場合)の協力型臨床研修施設に対する役割についてどのように考えるか。
- (7) 研修内容・態度等の評価のあり方(評価方法の標準化、多面評価の推進等)について、どのように考えるか。
- (8) 臨床研修施設の申請や年次報告等、提出書類の様式の簡略化を検討してはどうか。



(参考)

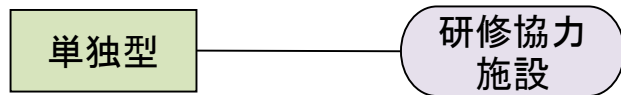
連携型臨床研修施設について

※平成23年制度見直し時の説明資料より抜粋

単独方式と臨床研修施設群方式について



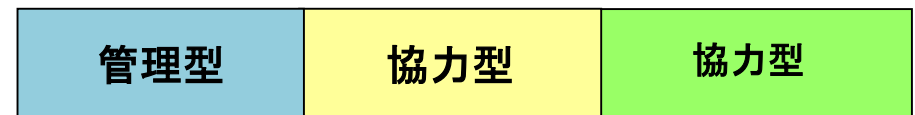
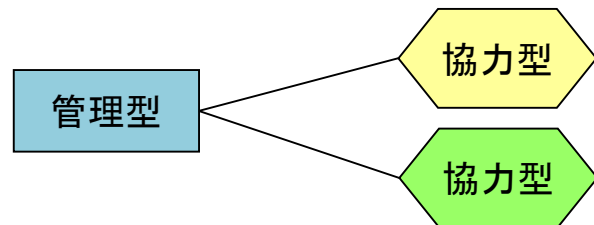
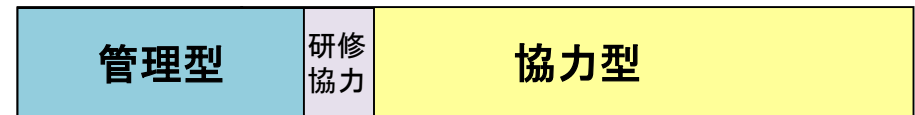
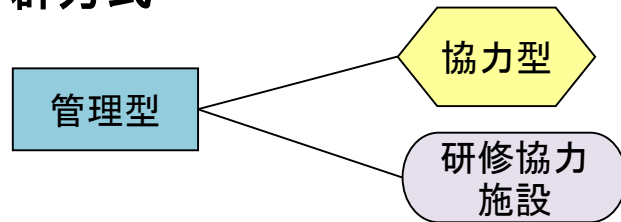
1. 単独方式



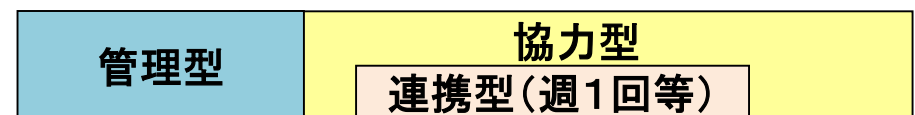
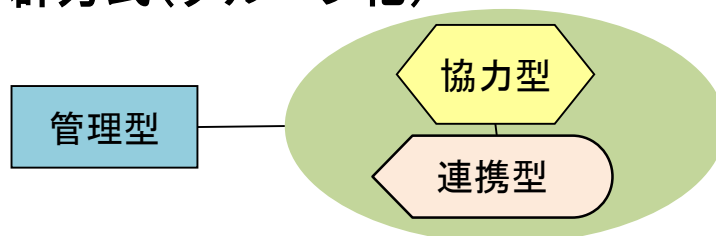
研修期間1年間



2. 群方式



3. 群方式(グループ化)



①新たな臨床研修施設の活用 連携型臨床研修施設

歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について 5(4) (抜粋)

- 連携型臨床研修施設における研修プログラムは、臨床研修施設が策定する研修プログラムを補完する内容であること。なお、2以上の研修プログラムに基づいて臨床研修を行わないこと。
- 当該施設での研修は、5日以上30日以内とする。
- 常に勤務する歯科医師が1人以上であり、指導歯科医を常勤で置くこと。
- 医療に関する安全管理のための体制を確保していること。
- 当該施設における臨床研修の実施を管理する研修実施責任者を配置していること。
- プログラム責任者等から以下のいずれかに該当する旨について推薦を受けていること。
 - 1) 指導歯科医が臨床研修の到達目標に含まれる特定の分野について豊富な症例を経験しており、同分野について効果的な指導ができる。
 - 2) へき地医療若しくは在宅歯科医療又は障害者に対する歯科診療等を実践しており、これらの項目を含めた研修プログラムの計画・実施ができる。

②臨床研修施設間の連携の推進（グループ化の導入）



歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について
5(3)のア（抜粋）

グループ化による研修の実施方法

- 5以下の臨床研修施設が共同して実施されること。
- 各臨床研修施設の所在地が研修歯科医の負担にならないように配慮されていること。
- 各臨床研修施設が研修を行う期間が、協力型臨床研修施設にあつては3月以上、連携型臨床研修施設にあつては5日以上30日以内に適合していること。
- 効果的な研修が実施できるよう、適切な研修期間を設定されていること。また、連携型臨床研修施設と共同して実施される場合は、各連携型臨床研修施設における研修期間の合計が各協力型臨床研修施設における研修期間の合計を上回らないようにすること。
- 協力型臨床研修施設は、管理型臨床研修施設と協議の上、当該研修の運営を行うこと。なお、複数の協力型臨床研修施設が当該研修を実施する場合は、当該研修を運営する協力型臨床研修施設を選定する。

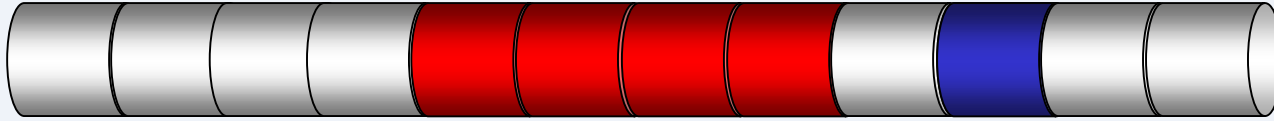
グループ化研修を取り入れる場合は、別途プログラムを作成する必要がある。

グループ化研修のイメージ



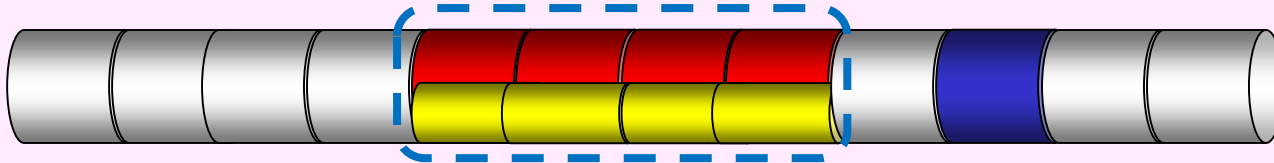
臨床研修施設群方式

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月



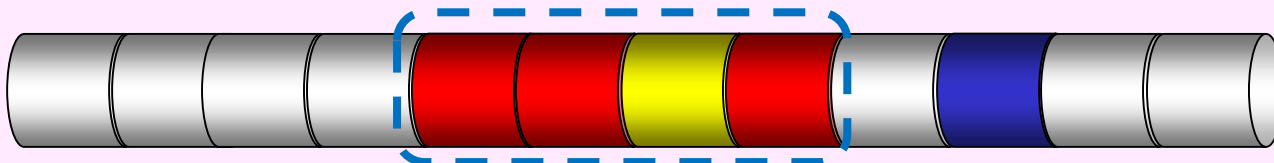
臨床研修施設群方式(グループ化研修)

例1

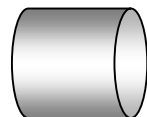


週4日協力型 週1日連携型 合計4ヶ月

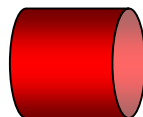
例2



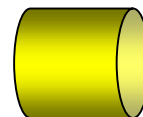
3ヶ月協力型 1ヶ月連携型 合計4ヶ月



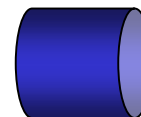
管理型



協力型



連携型



研修協力施設
(保健所等)



研修プログラムに関する基準

	単独型	管理型	協力型	連携型
当該施設における研修期間	12月	<u>連続した3月以上</u> ただし3月を超える期間については1月を単位として連続しなくてもよい	<u>連続した3月以上</u> (注) 一定の条件を満たす場合は、連続性を考慮しない	5日以上 30日以内 ・連続しなくてもよい ・グループ研修が前提

(注) 赤字はH23年度の改正に伴う変更点

並行申請不可